

【名取市税よもやまばなし・第26回】

今回は、【法人市民税】
のお話です。

タックス君：市民税って個人だけでなく、法人も納めているの？

税子さん：そうよ、市内に事務所などがある法人は、法人市民税を納めることになっているよ。法人市民税は、法人が自ら税額を算出して、その申告した税額を納める申告納付制度になっているのよ。

タックス君：税率はどうなっているの？

税子さん：資本金等の金額および従業員数の区分（5万円～300万円）によって納める「均等割」と法人税額（国税）に一定の税率（名取市：8.4%）を乗じて計算する「法人税割」で税額が算定されているのよ。

タックス君：うーん。なんだかむずかしそうだな。

税子さん：いっぺんにいろんな話を聞くとたいへんよね。ここに、いろいろとまとまっているから、少しずつ勉強してね。

（名取市ホームページ）

【法人市民税について】 <https://www.city.natori.miyagi.jp/page/1523.html>

【法人市民税 Q&A】 <https://www.city.natori.miyagi.jp/page/25404.html>

問 名取市総務部税務課市民税係

電話 022-724-7114